第五号書式（第１６条の２第１項関係）地代・家賃弁済金銭供託の供託書正本

（注）１．供託金額の冒頭に￥記号を記入すること。
なお，供託金額の訂正はできない。
２．副本は折り曲げないこと。

供託書（地代・家賃弁済）

申請年月日	年　月　日	法令条項		年度金第　号	
供託所の表示		供託の原因たる事実	契約内容	賃借の目的物	
供託者の住所氏名	（代理人による供託のときは，代理人の住所氏名をも記載すること。）			賃料	円　支払日
被供託者の住所氏名				支払場所	１．被供託者住所　２．供託者住所 ３．
				供託する賃料	年　月分
			供託の事由	１．年　月　日提供したが受領を拒否された。	
				のため ２．受領することができない。 ３．受領しないことが明らかである。 ４．債権者を確知できない。	
１．供託により消滅すべき質権又は抵当権 ２．反対給付の内容		備考			
供託金額	百　十　万　千　百　十　円				

上記供託を受理する。
供託金を　年　月　日までに日本銀行　における供託所口座に払い込まれたい。同日までに払い込まないときは，この決定は効力を失う。
又は
上記供託を受理する。
供託金の受領を証する。
若しくは
上記供託を受理する。

年　月　日
法務局
供託官　印

受入書式
上記供託金の受入れを証する。
年　月　日
日本銀行　印

供託金の受領を証する。
年　月　日
法務局
供託官　印

備考　用紙の寸法は，日本産業規格Ａ列４とする。

第五号書式（第16条の２第１項関係）

第五号書式（第１６条の２第１項関係）地代・家賃弁済金銭供託の供託書正本

（注）１．供託金額の冒頭に￥記号を記入すること。
なお，供託金額の訂正はできない。
２．副本は折り曲げないこと。

供託書（地代・家賃弁済）

申請年月日	年　月　日	法令条項	民法第４９４条	年度金第　号	
供託所の表示		供託の原因たる事実	契約内容	賃借の目的物	
供託者の住所氏名	（代理人による供託のときは，代理人の住所氏名をも記載すること。）			賃料	円　支払日
被供託者の住所氏名				支払場所	１．被供託者住所　２．供託者住所 ３．
				供託する賃料	年　月分
			供託の事由	１．年　月　日提供したが受領を拒否された。	
				のため ２．受領することができない。 ３．受領しないことが明らかである。 ４．債権者を確知できない。	
１．供託により消滅すべき質権又は抵当権 ２．反対給付の内容		備考			
供託金額	百　十　万　千　百　十　円				

上記供託を受理する。
供託金を　年　月　日までに日本銀行　における供託所口座に払い込まれたい。同日までに払い込まないときは，この決定は効力を失う。
又は
上記供託を受理する。
供託金の受領を証する。
若しくは
上記供託を受理する。

年　月　日
法務局
供託官　印

受入書式
上記供託金の受入れを証する。
年　月　日
日本銀行　印

供託金の受領を証する。
年　月　日
法務局
供託官　印

備考　用紙の寸法は，日本産業規格Ａ列４とする。

第五号書式（第16条の２第１項関係）